

## 令和3年度結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 令和3年度結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3条 知事は、令和3年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和3年度地域少子化対策重点推進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、市町村が同実施要領の別記3により行う事業（以下「市町村事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

3 第1項に掲げる補助金は、次により算出するものとする。

別表1の第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額と、第1欄に定める基準額に支給見込世帯数（第12条の交付金の額の確定においては、支給実績世帯数）を乗じた額とを比較して少ない方の額とする。

### (申請手続)

第4条 市町村事業において、市町村の長は、別紙様式第1による申請書を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

### (交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第2による補助金交付決定通知書を市町村の長に送付するものとする。

### (申請の取下げ)

第6条 市町村の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に別紙様式第3による申請取下書を知事に提出しなければ

ならない。

(変更申請手続)

第7条 市町村の長は、交付決定後に申請の内容を変更（別表2に定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(市町村事業の中止又は廃止)

第8条 市町村の長は、市町村事業を中止又は廃止する場合は、別紙様式第5による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 知事は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨を市町村長に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第9条 市町村の長は、市町村事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は市町村事業の遂行が困難となった場合は、別紙様式第6による事業遅延報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 市町村の長は、市町村事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第7による状況報告書を知事に提出しなければならぬ。

(実績報告)

第11条 市町村の長は、市町村事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日（第8条により市町村事業を中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに別紙様式第8による事業実績報告書を関係書類とともに、知事に提出しなければならぬ。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市町村事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式第9による額の確定通知書により市町村の長に通知する。

2 知事は、市町村の長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその

額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 13 条 市町村の長は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 10 により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払いすることができる。

- 2 市町村の長は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙 様式第 11 による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 知事は、第 8 条の市町村事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 市町村の長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の处分若しくは指示に違反した場合
- (2) 市町村の長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村の長が、市町村事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、市町村事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第16条 市町村の長は、市町村事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して市町村事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 市町村の長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、市町村事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第17条 市町村の長は、当該市町村事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式第12による調書を作成し、市町村事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(別表 1 )

### 補助対象経費の区分及び補助率

#### ○ 結婚新生活支援

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 世帯当たりの交付額（分割して交付をする場合は、事業期間内の交付額の合算）：150 千円	<p>新規に婚姻した世帯（令和 3 年 1 月 1 日以降で、結婚新生活支援事業を実施する市町村が定める日から市町村の事業終了日までの申請日時点において、婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。）であって、夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下かつ夫婦の合計所得が 400 万円未満の世帯に対して市町村が支給する経費のうち、下記に係るもの</p> <p>1 婚姻に伴う新規の住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援</p> <p>2 婚姻に伴う引越費用に係る支援（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。）</p> <p>※ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に本交付金による補助を受給したことがある場合（他の地方自治体での受給を含む）は、補助の対象としない。</p>	1／2

(別表 2 )

### 軽微な変更の範囲

内 容
目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合